

## 縮小保育の実施について

全国的に新型コロナウイルス感染症の感染が広がる中、保護者の皆様には登園自粛等にご協力をいただきありがとうございます。政府は緊急事態宣言の解除や延長について判断しておらず、大型連休中に判断するとの報道があるなど不透明な状況です。

本園としても、行政の決定を持って動きたいのですが、それでは5月7日以降の準備が間に合いません。一方、市内でも感染が拡大傾向にあり死亡事例も増加しています。

このような状況を踏まえ、皆様の大切な命を守る為には、感染者数を抑えることが重要です。本園でも感染防止策を最大限に実施していますが、**保育施設は集団感染のリスクが非常に高い環境です。**感染リスクを下げる為に、保育利用の対象者を医療やインフラ関連に従事される方のみとした**縮小保育**を実施し、最小限での事業継続を行いますので下記にお知らせいたします。

### 記

#### 1 『園児受入の変更』の期間延長

- ・5月7日（木）から5月9日（土）まで延長いたします。

**※利用される方は、様式1『保育利用確認書①』を5月1日（金）迄にご提出ください。**

#### 2 『縮小保育』の実施

- ・5月11日（月）～5月31日（日）の期間『縮小保育』を実施します。  
原則として自宅保育をお願いします。

**※但し、下記に該当する世帯で『縮小保育』を利用される方は**

**様式2『縮小保育利用申請書』を5月1日（金）迄にご提出ください。**

- ・同居家族全員が休暇や在宅等の調整がつかず、以下の1～4迄のいずれかに該当する世帯。又は5に該当する世帯については特例で保育を実施いたします。

- ① 病院・薬局に勤務するなど、医療体制の維持に関する直接的な業務に従事。
- ② 高齢者施設や障害者支援施設など、支援が必要な方々への保護の継続に関する直接的な業務に従事。
- ③ インフラ(電気、設備、ガス等)運営や飲食料品、生活必需品など、市民の安定的な生活を確保に関する直接的な業務に従事。
- ④ 警察、消防、行政サービス、鉄道、運送、保育など、社会の安定の維持に関する直接的な業務に従事。
- ⑤ その他、ひとり親世帯で、自宅保育が特に困難な場合(労働以外で認定事由を含む)

### 3 『縮小保育』から『園児受入の変更』へ措置を引下げた場合

・5月11日（月）～5月31日（日）の期間で市内の感染が改善傾向や、行政からの指示があった場合は、『園児受入の変更』に引下げ、今までの登園自粛と同様の保育を利用する事ができます。

**※利用を希望される方は、様式3『保育利用確認書②』を5月1日（金）迄にご提出ください。**

### 4 保育料について

- ・3月1日～5月6日：川口市より返金(日割り計算)がされます。
- ・5月7日～5月31日：川口市で負担が出来ない場合は  
はとがや保育園の全額負担で返金(日割り計算)いたします。

### 5 主食費、副食費について

- ・3月：はとがや保育園から自粛要請はしていませんでしたが、ご協力をいただいた方がいらっしやいましたので、返金(日割り計算)いたします。
- ・4月～5月6日：川口市から補助を受け、返金(日割り計算)いたします。
- ・5月7日～5月31日：川口市より補助が出来ない場合は  
はとがや保育園の全額負担で返金(日割り計算)いたします。

### 6 『縮小保育』『園時受入の変更』期間中の健康観察等について

期間中も、お子さんやご家族の検温など健康観察を行ってください。

また、お子さんやご家族の方が新型コロナウイルス感染症に感染した際、又は感染の疑いがある際は、速やかに下記にご連絡くださいますようお願いいたします。

縮小保育を利用する在園児、在園児保護者、職員が感染した場合は、完全休園となりますのでご了承ください。

### 7 保育園の再開について

- ・感染がある程度の収束が見込めた場合、行政機関の動向をみて今後対応します。
  - ① 期間の短縮、又は更なる延長
  - ② 措置を段階的に引下げ『縮小保育』→『園児受入の変更』→『通常開園』
- ・登園を再開する際は、前日までに発熱や体調不良がない園児のみ登園できます。
- ・登園当日は朝検温を行って、発熱が無い事を確認し登園してください。

### 8 最後に

新型コロナウイルス感染症が1日も早く終息し、子ども達の元気な笑顔で登園する事を心から願っています。保護者も皆さんおかれましても、くれぐれもお身体をお大事になさってお過ごしください。